

7 無線機及びA V M載せ替え業務委託（警防課）

仕 様 書

令和7年度

鹿島地方事務組合消防本部

1 目的

この仕様書は、鹿島地方事務組合消防本部（以下「当消防本部」という。）が業務委託する無線機及びAVM載せ替え業務について、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

本事業は、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事にて整備した消防救急デジタル車載無線機及び車両運用端末装置を既存車両から新規車両への載せ替え及び既存車両への玉突き載せ替えを行い、正常に機能させることを概要とする。

3 用語の定義

(1) 消防救急デジタル車載無線機

消防救急デジタル車載無線機（以下「無線機」という。）とは、消防救急車両へ搭載され、指令システム及び他の消防救急車両等と無線通信を行うための機器であり、無線機本体のほか、送受話器、外部スピーカ及び260MHz帯空中線共用機から構成されるものをいう。

(2) 車両運用端末装置

車両運用端末装置（以下「AVM」という。）とは、デジタル無線との連携機能を有するものであり、モニタと本体により構成され、モニタ画面をタッチすることにより車両動態の設定を行うものである。また、自車位置情報を管理装置に送信し、管理装置から出動指令情報の受信を行うものである。併せて地図情報を利用して、災害地点までのナビゲーションを行うものをいう。

4 納入場所及び期限

- (1) 鹿嶋市大字和707番地4 大野消防署
- (2) 鹿嶋市大字宮中4623番地1 鹿嶋消防署
- (3) 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※作業時期については、新規車両の納車予定が令和7年度末となるため、年度末となる見込みである。

5 法令の遵守

受注者は、納入にあたり諸法令を遵守し、納入の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用適用は受注者の負担において行うこと。

6 保守管理の継続

本事業にて載せ替えをする無線機及びAVMは、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター保守管理（以下「保守管理」という。）の対象である。これらの機器の保守管理を継続して受けることができるよう、保守管理の受託業者である日本電気株式会社茨城支店と「車両運用端末装置及び車両搭載無線装置載せ替え作業に関する覚書」を締結していること。また、載せ替え業務実施後、速やかに指令センター保守管理受託業者へ次の書類を提出すること。

- (1) 車載端末装置 機器据付・配線チェックシート
- (2) 車載端末装置 機器据付位置チェックシート
- (3) 車載端末装置 機器動作点検チェックシート
- (4) 車両工事用点検チェックシート
- (5) デジタル無線装置取付完了チェックシート
- (6) 載せ替え業務作業写真（作業前、作業中、作業後）

7 作業の概要

(1) 無線機及びA VMの載せ替え作業

ア 無線機及びA VMは、前席及び患者室の適切な位置に設置又はダッシュボードに埋め込む等、体裁良く容易に操作できる位置に取り付けること。

イ 事故防止のため、電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズ等の安全措置を施すこと。又は、ヒューズブリンクを設置すること。

ウ 無線機及びA VMの取り付けについては、消防用特殊装備であるため、受注者は、当消防本部と綿密に打ち合わせを行い、作業に支障がないようにすること。

なお、新規車両の配線等は艀装業者が実施するため、艀装業者とも綿密に打ち合わせし作業を実施すること。

エ 無線機及びA VMの載せ替え対象車両

(ア) 大野消防署高規格救急車（玉突き載せ替え）

現波崎消防署高規格救急車2→現大野消防署高規格救急車1（波崎消防署高規格救急車2として運用）→新大野消防署高規格救急車1（新規車両）

(イ) 鹿嶋消防署高規格救急車2（載せ替え）

現鹿嶋消防署高規格救急車2→新鹿嶋消防署高規格救急車2（新規車両）

(ウ) 鹿嶋消防署水槽付消防ポンプ自動車（玉突き載せ替え）

現波崎消防署土合分署水槽付消防ポンプ自動車→現鹿嶋消防署水槽付消防ポンプ自動車（波崎消防署土合分署水槽付消防ポンプ自動車として運用）→新鹿嶋消防署水槽付消防ポンプ自動車（新規車両）

オ 載せ替え対象機器

(ア) 無線機

- a 無線機本体
- b 付属品
- c その他指示するもの

(イ) A VM

- a A VM本体
- b 付属品
- c その他指示するもの

(2) その他

ア 受注者は、作業時に指令業務に支障が生じないように措置を講じること。

イ 受注者は、作業後、作業内容の説明を実施すること。

8 仕様変更等

内容の変更は原則として次によるものとする。

- (1) 発注者の指示により、金額の変更が伴う場合については、双方協議により定めるものとする。
- (2) 受注者の都合による場合は、予め具体的変更理由及び内容を示す書面を当消防本部に提示し、その理由がやむを得ず、かつ、既存の設備と同等以上の機能を有すると認められるときに限り承諾するものとする。なお、変更に伴う金額については、前述と同様とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項でも、機能、性能上当然必要と認められる事項については、既設指令センター全体に支障が生じないように配慮してシステム変更等を、全て受注者の責任において実施すること。

9 その他

- (1) 完成検査後、受注者の作業上の欠陥又は不良で生じた不具合事項等は、受注者が速やかに、かつ、無償で修復すること。
- (2) 納期は、新規車両の納車遅延、天変地異、大規模な国際戦争、疫病、その他、当事者の責めに帰することのできない場合は、双方協議により変更するものとする。
- (3) 本仕様書に規定のない事項が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者間で協議の上、決定し履行すること。